

京都市訓令甲第 37 号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市職員の特例退職等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成 16 年 3 月 31 日

京都市長 榎 本 頼 兼

第 3 条中「別表第 1」を「別表」に改める。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の京都市職員の特例退職等に関する規程附則第 2 項の規定は、

この訓令の施行の日前に退職した職員については、なおその効力を有する。